

特別法人税の凍結延長 (平成26年3月31日まで)

対象先	DB年金	厚生基金	適格年金	退職金	DC
	法令通知	財政運営	資産運用	会計基準	その他

ポイント

特別法人税の課税停止措置の延長などを盛り込んだ税制改正法案 が成立しましたので、ご案内します。

- ✓ 当法案の成立により、特別法人税の課税停止措置は「平成26年3月31日」まで延長されることになりました。

現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律案

年金ニュース [No. 233](#)、年金ニュース [No. 244](#) ご参照

ご参考

【特別法人税とは】

- ✓ 企業年金(DB年金、適格退職年金等)の積立金(年金資産)に対して課せられる税金で、税率は1.173%〔国税1%、地方税0.173%(標準税率)〕です。
- ✓ 企業年金に対して事業主が拠出する年金掛金は損金算入が認められていますが、従業員の給与所得には算入されず、給付を受ける段階まで課税が繰り延べられています。その期間の繰延べによる利益、すなわち、税金の納付を延期するための利子相当分を、年金積立金を運用する法人に課税するものです。

以上